

改正案	現行
<p>（財務に関する監査、分析その他の実務）</p> <p>第二条 法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、次のいずれかに該当するものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。</p> <p>イ 資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）が五億円以上の法人</p> <p>ロ 金融商品取引法第九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない法人</p> <p>ハ イ又はロに掲げるものと連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定める法人</p> <p>二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務</p>	<p>（財務に関する監査、分析その他の実務）</p> <p>第二条 法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金額（資本金の額、出資の総額又は基金の総額をいう。）五億円以上のものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付け、債務</p>

の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除くほか、国、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号並びに第三十条第三号及び第六号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ（略）

二（略）

の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

三 前号に掲げるものを除くほか、国及び地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ（略）

二（略）